

浜松市学校給食センター給食用物資納入業者登録手続取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市立学校給食センター条例（平成17年浜松市条例第180号）第2条に定める学校給食センター（以下「センター」という。）における学校給食用物資納入業者の登録（以下「登録」という。）の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(登録の種類及び有効期間)

第2条 登録の種類及び有効期間は、次の表に掲げるとおりとする。

種類	有効期間
定期登録	西暦奇数年を基準とした2年ごとの4月1日から2年間
追加登録	登録申請以後の最初の4月1日から当該登録申請日の属する定期登録の有効期間の末日まで
随時登録	登録日から当該登録日の属する定期登録の有効期間の末日まで

(申請)

第3条 登録を受けようとする者は、この要領の定めるところにより申請をしなければならない。

(登録基準)

第4条 前条の申請をしようとする者は、（別紙）浜松市学校給食センター給食用物資納入業者登録基準に定める要件を満たしている者でなければならない。

(申請書等の提出)

第5条 第3条の申請をしようとする者は、浜松市学校給食センター給食用物資納入業者登録申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えていずれかのセンターに提出しなければならない。

- (1) 市税完納証明書
- (2) 食品衛生監視票（食品営業許可外施設を除く。）
- (3) 保菌検査証明書
- (4) 事業所（営業所）工場施設（設備）の位置図及び平面図
- (5) 貸借対照表及び損益計算書
- (6) その他、教育委員会の指定するもの

2 前項の第1号から第3号までに掲げる書類については、第2条に定める有効期間にかかわらず教育委員会の指示により毎年提出しなければならない。

3 登録に係る申請書の交付期間及び提出期限については、教育委員会が別に定める。

(登録の決定)

第6条 教育委員会は、申請のあった者について審査のうえ登録の可否を決定し、その決定内容を浜松市学校給食センター給食用物資納入業者登録通知書（第2号様式）又は浜

松市学校給食センター給食用物資納入業者登録申請結果について(第3号様式)により、当該申請書の提出期限から30日以内に申請者に対し通知するものとする。

(誓約書等の提出)

第7条 前条の登録の決定の通知を受けた者(以下「登録業者」という。)は、誓約書(第4号様式)及び使用印鑑届書(第5号様式)を提出するものとする。

(変更の届出)

第8条 登録業者は、申請事項に変更があったときは、当該変更の日から30日以内に浜松市学校給食センター給食用物資納入業者登録変更届(第6号様式)をいずれかのセンターに提出しなければならない。

(登録の取消及び停止)

第9条 教育委員会は、登録業者について、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、登録の有効期間中であってもその登録を取り消し又は停止することができるものとする。

- (1) 登録基準に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 納品物資と提出見本とに内容、品質に著しい相違があり、当該相違に基づく教育委員会の指導、指示に従わなかった場合
- (3) 工場、事務所の設備及び従業員の健康管理などについて、教育委員会の指示、指摘に従わなかった場合
- (4) 登録業者が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等(登録業者が個人である場合にはその者を、登録業者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 登録業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、教育委員会が登録業者に対して当該登録の解除を求め、登録業者がこれに従わなかったとき。

(5) その他教育委員会が不相当と認めた場合

（暴力団の排除のための協力）

第10条 登録業者は、発注内容に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、教育委員会に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 登録業者は、発注内容に関する再委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、登録業者を通じて教育委員会に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

（その他）

第11条 登録の手続きについて、この要領に定めるもののほか、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 浜松市学校給食センター給食用物資納入業者選定要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年12月1日から施行する。

(別紙)

浜松市学校給食センター給食用物資納入業者登録基準

浜松市学校給食センターにおいて使用する学校給食用物資の納入業者の登録基準は、次のとおりとする。

登録に当たっては、市内業者の育成に留意し、特に不利益又は不公平とならないよう公正に審査するものとする。

(登録の基準)

納入業者の登録の基準は、次のとおりとする。

(ア) 経営規模

- ア 常時営業を行い、販売実績をあげていること。
- イ 固定された営業施設を有すること。
- ウ 所要量を充たし得る仕入れ、製造及び加工能力があること。
- エ 物資の調達に支障のない程度の従業員及び輸送能力があること。
- オ 指示された期日、時刻及び場所に物資の納入ができること。

(イ) 衛生状況

- ア 保健所の食品衛生監視採点成績が良好であること。
- イ 従業員の健康管理が十分行われていること。
- ウ 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。

(ウ) 信用状況

- ア 営業経歴、経営状態が良好であり、引き続き2年以上その営業に従事していること。
- イ 学校給食に理解があり協力的であること。
- ウ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- エ 納税義務が履行されていること。
- オ 浜松市暴力団排除条例に則り、暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体でないこと。